

令和2年度固定資産税に係る督促状の
発送誤りについて

令和3年5月27日

郡山市税務部

収納課 担当：影山 晃正

TEL：924-2101

資産税課 担当：和田 光生

TEL：924-2091

福島県沖地震の影響により納期限を令和3年4月30日(金)に延長した令和2年度固定資産税について、令和3年5月20日(木)に督促状を発送しましたが、うち135件の発送誤りが判明いたしましたので報告します。

- 1 内 容 固定資産税のうち、課税対象の土地・家屋等の所有者が死亡し、相続人が相続放棄をしたもの及び相続人不明のものに対し、督促状を発送した。
- 2 該 当 件 数 135 件 (内訳) 相続放棄 83 件
相続調査中 49 件
相続人不存在 3 件
※ 135 件中 49 件が返戻 (5月26日現在)
- 3 事 実 経 過 5月20日(木)：固定資産税のほか市県民税、軽自動車税等の督促状を発送。
5月21日(金)：相続放棄案件に対する督促状への苦情により、誤発送事案を把握。
5月24日(月)：担当課職員へ聞き取り及び発送件数・内容等の事実確認。
5月26日(水)：誤発送135件のうち49件の返戻を確認。
- 4 原 因 等 督促状の発送に際し、納付済みや相続放棄その他の理由により発送しない案件を引き抜く作業において、担当課での確認漏れにより発生したもの。
- 5 市 の 対 応 連絡をいただいた方へのお詫びと督促状の処分をお願いするとともに、全ての督促状の発送内容を確認し、5月26日付けで対象者の方へお詫びと督促状の扱いに関する文書を発送しました。
また、今回の督促状で納付された場合、速やかに還付の手続きを行います。
- 6 再発防止策 誤りが発生した原因を分析するとともに、今後、同様の事例が発生しないよう税務部内の全職員に対する注意喚起・指導を行うとともに、両課内での情報共有・相互確認を徹底してまいります。
併せて、現在、構築を進めております新税総合システムにおいても納税通知書や督促状の未発送チェック機能の付加・運用により、更なる事務ミス防止に努めてまいります。